

## 【判例研究】

車両保険金の支払は修理損害のみならず  
休車損害にも対応関係があるとして、  
車両保険金を支払った保険者の代位できる  
範囲が決定された事案

—東京高判平成30・4・25金判1552号51頁—

中京大学法学部 教授

土 岐 孝 宏

## 1. 事実の概要

(1) 本件は、普通乗用自動車と貨物自動車との物損交通事故に関連し、交通事故の当事者の各々の相手方に対する損害賠償請求事件（①本訴・②反訴）とともに、交通事故の両当事者のもとにそれぞれ締結されていた車両保険の各保険者が、自己の被保険者に車両保険金を支払ったことを理由に、自己の被保険者の交通事故の相手方となる者（交通事故の各当事者）に対して、各々、保険代位によって取得した各々の被保険者の損害賠償請求権（被保険者債権）を、代位行使する事件（③甲事件・④乙事件）である<sup>(1)</sup>。上告審では、そのうち、貨物自動車に付された車両保険の保険者が、当該貨物自動車の所有者に車両保険金を支払ったことを根拠として、貨物自動車の所有者が事故の相手方（加害者）に対して有する損害賠償請求権を保険代位により取得する際、その代位取得できる範囲が争点とされ（甲事件関連）、これにかかる原審判断を変更する判断が示された。事実の概要は、以下のとおりである。

平成27年4月2日、首都高速道路において、直進進行していたA会社所有（a運転）の貨物自動車【A車】（本訴被告・反訴原告の側）の前方で、Y所有の普通乗用自動車【Y車】（本訴原告・反訴被告、甲事件被告の側）が急に当該貨物自動車の進路前方に割り込むような危険な態様で車線変更し、その結果、貨物自動車【A車】の前方に、普通乗用自動車【Y車】の後方を接触させる事故が発生した。

貨物自動車【A車】には、X損害保険（甲事件原告）【X損保】の自動車保険（車両保険）が、また、普通乗用自動車【Y車】には、B損害保険（乙事件原告）【B損保】の自動車保険（車両保険）がそれぞれ付されており<sup>(2)</sup>、本件交通事故を原因として、X損保は、自己の被保険者であるA車の所有者に対し、77万8850円（修理費用87万8850円から、免責金額である10万円を控除した金額である）

の車両保険金を支払い（甲事件関連）、また、B 損保も、その被保険者である Y 車の所有者に対し 28万9200円の車両保険金を支払った（乙事件関連）。

ところで、本件の裁判所は、第 1 審から上告審までを通して、甲事件として、保険代位による求償を行っている X 損保（なお、乙事件において保険代位による求償をする B 損保についても同じ）のもとに存在した自動車保険約款の規定内容、とりわけ、保険者（X 損保）が被保険者の第三者に対する権利を代位取得できる範囲について定めた約款規定の内容を、それらの判決文中に明らかにしていない。この点について、損害保険料率算出機構・自動車保険標準約款・自動車保険普通保険約款〔2021年 3 月段階のもの・以下に同じ〕・基本条項29条 1 項は、「損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。①当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合 被保険者が取得した債権の全額②①以外の場合 被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額」と定めており（下線筆者）、<sup>(3)</sup>現在、X 損保の約款にも、これと同様の定めが見られることから、<sup>(4)</sup>本件に適用される保険約款にも、この内容の規定があったものと考えられる。

（2）第 1 審（東京簡決平成29・2・28金判1552・59頁）は、本件事故の損害額につき、本訴原告である【Y 車】（普通車）にかかる損害額として、30万円（全損の時価額）、反訴原告である【A 車】（貨物車）にかかる損害額として、110万9490円（修理費：87万8850円、保険金によって支払われていない免責金額：10万円、休車損害：13万0640円の合計）を認定した上、【Y 車】（普通車）の側に 7 割の過失、【A 車】（貨物車）の側に 3 割の過失があったと認定して、①【Y 車】（普通車）から【A 車】（貨物車）に向けた損害賠償請求（本訴請求）を3240円の限度で認め、②【A 車】（貨物車）から【Y 車】（普通車）に向けた損害賠償請求（反訴請求）を16万1448円の限度で認め、③【X 損保】から【Y 車】（普通車）に向けた代位求償請求（甲事件請求）を54万5195円の限度で認め、<sup>(5)</sup>④【B 損保】から【A 車】（貨物車）に向けた代位求償請求（乙事件請求）を 8 万6760円の限度で認めた。

この第 1 審の判決に対し、本訴原告であった【Y 車】（普通車）の側（7 割過失がある加害者の側）と、その保険者で乙事件原告であった【B 損保】が敗訴部分を不服として控訴し、本訴原告【Y 車】（普通車）の側においては、第 1 審が認容した【A 車】（貨物車）の側（3 割の過失がある被害者の側：本訴被告）が負担すべき損害賠償額につき不服（請求を拡張した上、増額）を申し立てるとともに、第 1 審が部分的に認容した反訴原告【A 車】（貨物車）からの損害賠償額請求および甲事件原告【X 損保】からの代位請求をいずれも棄却するよう不服を申し立て、他方、当該本訴原告【Y 車】（普通車）の保険者であった【B 損保】においては、第 1 審が認容した【A 車】（貨物車）（乙事件被告）が負担すべき代位による損害賠償額につき不服（増額）を申し立てた。

上記、【Y 車】（普通車）〔控訴人〕とその保険者である【B 損保】〔控訴人〕からの控訴に附帯して、【A 車】（貨物車）〔被控訴人兼附帯控訴人〕とその保険者である【X 損保】〔被控訴人兼附帯控訴人〕が附帯控訴し、【A 車】（貨物車）の側においては、第 1 審が認容した【Y 車】（普通車）の側が負担すべき損害賠償額につき不服（増額）を申し立てるとともに、第 1 審が部分的に認容し

た本訴原告【Y車】（普通車）からの損害賠償額請求および乙事件原告【B損保】からの代位請求をいずれも棄却するよう不服を申し立て、他方、当該反訴原告の保険者であった【X損保】においては、第1審が認容した【Y車】（普通車）（甲事件被告）が負担すべき代位による損害賠償額につき不服（増額）を申し立てた。

（3）原審（東京地判平成29・10・19金判1552号55頁）は、過失割合については第1審と同様、【Y車】（普通車）の側に7割の過失、【A車】（貨物車）の側に3割の過失があったと認定したが、本件事故の損害額については、第1審の認定額とは異なった認定をし、本訴原告である【Y車】（普通車）にかかる損害額として、41万0550円（全損の時価額：35万円、買替諸費用6万0550円）、反訴原告である【A車】（貨物車）にかかる損害額として、99万6838円（修理費：87万8850円、休車損害：11万7988円）を認定し、その上で、①【Y車】（普通車）から【A車】（貨物車）に向けた損害賠償請求（本訴請求）を12万1350円の限度で認め（第1審より認容額が増加）、②【A車】（貨物車）から【Y車】（普通車）に向けた損害賠償請求（反訴請求）を18万2592円の限度で認め（同・認容額が増加）、③【X損保】から【Y車】（普通車）に向けた代位求償請求（甲事件請求）を51万5195円の限度で認め<sup>(6)</sup>（同・認容額が減少）、④【B損保】から【A車】（貨物車）に向けた代位求償請求（乙事件請求）を1815円の限度で認めた<sup>(7)</sup>（第1審より認容額が減少）。

この原審の判決に対し、本訴原告・反訴被告・甲事件被告〔控訴人〕【Y車】（普通車）及びその保険者であった乙事件原告〔控訴人〕【B損保】が上告した<sup>(8)</sup>。なお、その上告理由、その論旨（民訴312条3項、315条2項、民訴規則191条1項参照）の内容は、判決文中には明瞭に表れていない<sup>(9)</sup>。

以上、複数の内容を含む本件事件であるが、本研究では、上告審において、その上告に理由があるとされた論点にかかわる、甲事件関係（交通事故の被害者である貨物自動車の車両保険の保険者【X損保】による、加害者である普通乗用自動車【Y車】側に対する代位請求事件）のみを評釈の対象とする。すなわち、交通事故の被害者に車両保険金を支払った保険者が、保険法25条に基づく請求権代位により、加害者に対して有することになる、代位請求権の範囲、という問題に単純化して、以下、検討を行う。

## 2. 上告審における判決と理由（判旨）

### 主 文

1 原判決中上告人Y及び被上告人X保険株式会社に関する部分を次のとおり変更する。

（1）上告人Yは、被上告人X保険株式会社に対し、47万9799円及びこれに対する平成27年7月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

（2）被上告人X保険株式会社の上告人Yに対するその余の請求を棄却する。

2 上告人らのその余の本件各上告をいずれも棄却する。

3 訴訟の総費用は、これを6分し、その5を上告人らの負担とし、その余を被上告人らの負担とする。

## 理 由

(上告代理人 S の上告理由について)

所論の点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らして肯認することができ、その過程に所論の違法はない。論旨は、原審の専権に属する証拠の取捨判断や事実の認定を非難するものにすぎず、採用することができない。

(上告人 Y 〔【Y車】(普通車)の所有者：筆者注〕の上告理由について)

1 本件は、上告人 Y (以下「上告人 Y」という。)が運転する上告人車〔【Y車】(普通車)：筆者注〕と、後続する被上告人有限会社 A (以下「被上告人会社」という。)が所有し、被上告人 a (以下「被上告人 a」という。)が運転する被上告人車〔【A車】(貨物車)：筆者注〕が接触した交通事故 (以下「本件事故」という。)について、被上告人会社との間で締結した自動車保険契約に基づき、被上告人会社に対して保険金を支払った被上告人三井住友海上火災保険株式会社〔【X 損保】：筆者注〕(以下「被上告人 X」という。)が、本件事故の当事者である上告人 Y に対し、被上告人会社の上告人 Y に対する民法709条に基づく損害賠償請求権の一部を代位取得したとして、損害賠償金の支払を求めた事案である。

上記保険金は、上記自動車保険契約に適用される普通保険約款中の車両損害保険条項に基づいて支払われたものであるところ、被上告人 X による損害賠償請求権の代位取得の範囲等が争われている。

2 原審の適法に確定した事実関係の概要は次のとおりである。

(1) 被上告人 a は、平成27年4月2日午前10時頃、首都高速道路の本線から分岐車線への分岐点付近において、被上告人車を分岐車線方向に進行させていたところ、被上告人車の前方で本線から分岐車線へ車線変更した上告人車の右後角付近が、分岐車線を直進進行していた被上告人車の左前角付近と接触する本件事故が発生した。

(2) 本件事故により被上告人会社が被った損害は、被上告人車に係る修理費用87万8850円及び休車損害11万7988円の合計99万6838円である。

(3) 被上告人会社は、本件事故当時、被上告人 X との間で車両損害保険条項のある普通保険約款 (以下「本件約款」という。)が適用される自動車保険契約 (以下「本件保険契約」という。)を締結しており、上記車両損害保険条項に係る被保険者であった。ただし、本件保険契約には、免責分として10万円を控除した上、車両損害保険金を支払う旨の特約がある。また、本件約款中の保険会社の代位に係る規定において、被上告人 X に移転せずに被保険者又は保険金請求権者が引き続き有する債権は、被上告人 X に移転した債権よりも優先して弁済されるものとする旨が定められている。

(4) 被上告人 X は、平成27年7月1日頃、被上告人会社に対し、本件約款中の車両損害保険条項に基づき、本件事故に係る車両損害保険金として、被上告人車に係る修理費用87万8850円から免責分10万円を控除した額に相当する77万8850円を支払った。

3 原審は、上記事実関係の下に、被上告人 X が代位取得する被上告人会社の上告人 Y に対する損害賠償請求権の範囲につき、被上告人車に係る修理費用額87万8850円に3割の過失相殺をした61万

5195円から免責分10万円を控除した51万5195円とし、被上告人 X の上告人 Y に対する請求について、51万5195円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める限度でこれを認容すべきものと判断した。

4 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

(1) 交通事故の被害者が損害保険会社との間で締結した自動車保険契約に基づいて受ける保険給付は、特段の事情がない限り、交通事故によって生じた当該自動車に関する損害賠償請求権全体を対象として支払われるものと解するのが当事者の意思に合致し、被害者の救済の見地からも相当であるから、車両損害保険条項に基づいて支払われた車両損害保険金は、当該交通事故に係る物的損害の全体を填補するものと解するのが相当である。

(2) 本件事故においては、被上告人車に係る修理費用87万8850円及び休車損害11万7988円の合計99万6838円が被上告人車に関して被保険者である被上告人会社が被った物的損害であるから、被上告人 X が支払った保険金はこれらの物的損害の全体を填補するものというべきである。

(3) そして、本件保険契約の被保険者である被上告人会社に本件事故の発生について過失がある場合には、車両損害保険条項に基づき被保険者が被った損害に対して保険金を支払った被上告人 X は、被害者について民法上認められる過失相殺前の損害額（以下「裁判基準損害額」という。）が保険金請求権者に確保されるように、支払った保険金の額と被害者の加害者に対する過失相殺後の損害賠償請求権の額との合計額が裁判基準損害額を上回るときに限り、その上回る部分に相当する額の範囲で保険金請求権者の加害者に対する損害賠償請求権を代位取得すると解するのが相当である（最高裁判所平成24年2月20日第一小法廷判決・民集66巻2号742頁、同平成24年5月29日第三小法廷判決・集民240号261頁参照）。

(4) そうすると、過失相殺がされる場合には、被害者に支払われた保険金は、まず損害額のうち被害者の過失割合に相当する部分に充当され、その残額が加害者の過失割合に相当する部分に充当されるから（いわゆる裁判基準差額説）、本件において、被上告人 X が支払った車両保険金77万8850円は、被保険者である被上告人会社が被った過失相殺前の損害額99万6838円の被上告人会社側の過失割合である3割に相当する29万9051円（99万6838円×0.3）にまず充当され、これを控除した残額である47万9799円（77万8850円－29万9051円）が加害者の過失割合に相当する部分に充当されるから、結局のところ、被上告人 X は、被上告人会社に代位して、上告人 Y に対し、47万9799円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めることができるものである。

(5) したがって、原判決は、被上告人 X が上告人 Y に対して請求することができる金額を過大に算定しているから、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。

5 以上のとおり、上告人 Y の論旨は理由がある。そこで、以上に説示したところに従い、原判決中上告人 Y 及び被上告人 X に関する部分を主文第1項のとおり変更することとし、その余の各上告はいずれも理由がないから棄却することとする。

よって、主文のとおり判決する。」

### 3. 先例・学説

#### (1) 対応の原則 (kongruenzprinzip)

本件上告審は、車両保険条項に基づき車両保険金を支払った保険者が被保険者に代位できる範囲(車両保険者の権利取得の範囲)について、これにかかる原審判断を変更したものであり、そのように、車両保険者の代位範囲が、車両保険条項における「てん補すべき損害」とは何かの解釈とともに、争点とされた事案である。<sup>(10)</sup>

損害保険契約においては、保険法25条を根拠に、保険給付を行った保険者は、保険事故による損害が生じたことにより被保険者が取得する債権(典型的には、被保険者が事故を引き起こした加害者に対して取得する不法行為に基づく損害賠償請求権)を法律上当然に取得することができるが(代位)、そのような被保険者債権に対する保険者の代位は、保険者が保険契約に基づきてん補するものとされた損害を填補した、「その」損害についての賠償請求権(被保険者債権)に限られる、とする原則(対応の原則)の適用(制約)のもと、限定的に生じる、という考え方が、ドイツ法の議論も参照しながら、従来、わが国の学説に承認されてきた。<sup>(11)</sup>

判例として、損害保険契約における対応の原則の存在を正面から肯定し、その対応の原則にしたがって損害保険金を支払った保険者が代位できる範囲を決定した初めての最高裁判決は、最判平成24・2・20民集66巻2号742頁判決である(以下、平成24年最判と記す)。平成24年最判は、保険法25条の前身の規定である、平成20年改正前商法662条の適用事案であるが、対応の原則の適用上、密接な問題となる、「当該保険契約がてん補するものとしている損害」についての解釈方法から論を始めて、その解釈方法論から導かれることになる対応関係をもとに、対応の原則に沿った処理を進めて(対応の原則を適用して)保険者の代位範囲を決定したものであり、同判決の補足意見(宮川光治補足意見)の中とはいえ、「対応の原則」という、これまで学説が語ってきた概念が明示的に語られるに至っている。<sup>(12)</sup>その後、東京地裁令和2・6・29金判1602号40頁判決は、保険法25条の適用事案として、対応の原則は、保険法25条に明示的に規定されていないものの、保険法25条の保険代位制度は、対応の原則を当然の前提としているとし、この原則を承認するものとしている。<sup>(13)</sup>

平成24年最判を皮切りに、それに続く、上記、令和2年東京地判が対応の原則を認めたことで、対応の原則は、判例も認める、請求権代位にかかる法原則となり、少なくとも、その法原則の適用の前提としての対応関係の解釈方法論にも、判例上、一定の方法的指針が与えられたものと考えられる。

さて、法原則としての対応の原則の法的根拠は、保険法25条1項柱書及び同項1号にあると解される。まず、損害保険契約は、「保険者が一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約する」契約であるが(保険法2条6号)、保険者の損害てん補義務(保険金が給付される範囲)は、被保険者に生じるどのような損害にも際限なく及ぶものではなく、あくまで、当該「損害保険契約によりてん補することとされる損害(保険法2条4号イ参照)」ないし「損害保険契約によりてん補すべき損害(保険法18条1項参照)」に限られる(保険金請求権者としての被保険者の定義〔保険法2条4号イ〕も、その保険金請求権者がどの範囲で損害てん補を受けられるのかを規定する保険者の義務額の算定規定〔保険法18条1項〕も、そのことを示している)。他方、保険

法25条には、その1項柱書及び同1号が規定するように、「保険給付」の実施を要件とし、またその「保険給付の額」を限度に代位できる、という制度（代位のシステム）が用意されているが、ここに問題とされる「保険給付」というものは、そもそも当該（損害）保険契約において填補するものとされている損害、すなわち、“対応する損害”に対してしか行われ得ないものである。そのことを考え合わせると、結局、そのような制度設計（法25条の代位のシステム）そのものの中に、“対応の原則”が、すなわち、“当該保険契約において填補するものとされている対応する損害についての被保険者債権のみが権利移転の対象となり、反対に対応する損害を超える所（保険給付がなされない、対応しない損害の領域）には代位など生じるはずもなく、対応しない損害についての被保険者の債権は権利移転の対象とならない（移転適格がない）とする内容の原則”が、暗黙に含められ、内在しているといえることができる<sup>(14)</sup>。それは、結局、保険者が、個々の保険契約のなかで、被保険者に約款上「てん補するもの」と約束している「その」損害に関連する被保険者債権（加害者に対する賠償請求権）についてのみ、保険者の権利取得（代位）を認める、という考え方であり、反対に、保険者が被保険者にてん補（穴埋め）していない損害（保険契約によってはてん補されていない、対応しない損害）にかかる被保険者の権利まで保険者は奪っていくことができない、という、いわば、代位のもとにある衡平の理念（穴埋めをした者に、穴埋めをしてもらった者が持つ権利を与える）を体現する考え方であるといえよう。

## （2）車両保険契約においててん補されるべき損害の解釈（対応関係の解釈）と対応の原則の適用

損害保険金を支払った保険者が代位できる範囲の議論にかかわって、対応の原則は、移転適格のある被保険者債権を選別する、という機能を持つ。その選別にあたっては、当該損害保険契約が、被保険者のどのような損害をてん補するものとしているのか、という、契約解釈の問題がその不可避の前提となる。当該損害保険契約においててん補すべきとされる損害は何かという解釈と対応の原則とは、表裏一体の関係にある。本件上告審は、この点、車両保険契約は、「交通事故にかかる物的損害の全体を填補する」契約であると解し、車両保険契約においててん補されるべき損害は、修理費用といった物それ自体についての損害に限られず、休車損害といった逸失利益にかかる損害も、車両保険契約によっててん補されるべき損害である、と解した（また、原審に関しても、B損保が代位できる範囲についての判断に限っては<sup>(15)</sup>、契約解釈についての明言はしないものの、結論から見れば、車両保険契約においててん補されるべき損害は、修理費用ないし全損時の時価額といった物それ自体についての損害に限られず、買替費用にかかる損害も、車両保険契約によっててん補されるべき損害である、と解したことになる<sup>(16)</sup>）。要するに、対応の原則の議論との関係では、車両保険金の支払いは、物それ自体についての損害に限らず、それ以外の物的損害（例えば、休車損害。そのほか、上告審は計算の中に入れず、原審は計算の中に入れた買替費用損害など）の全部に対応する、したがって、保険者による権利取得も、物的損害の全部にかかわる被保険者債権の範囲に及ぶ、と解している。

この点、従来、保険実務や学説、判例は、車両保険契約においててん補されるべき損害は何と考えてきたのか、車両保険金の支払いと対応関係のある損害は何と考えてきたのか、したがって、車

両保険金を支払った保険者に移転適格がある被保険者債権は、どのような内容の被保険者債権であると理解されてきたのか（修理費用といった物それ自体についての損害にかかる損害賠償債権のみか、それ以外の債権も含むのか）。

まず、保険実務および学説の通説は、従来、異論なく、車両保険は、物保険として、物の価値そのものにかかる損害のみをてん補する契約である、と解してきた。すなわち、車両保険約款の文言の上にもその理解するところを明確に示してきた保険実務の理解によれば、車両保険は、被保険自動車そのものに生じた損害に対して保険金を支払う保険契約であり〔約款2条〕、それゆえ、保険者が支払うべき保険金の額（損害の額）も、被保険自動車の価額（保険価額）によって定まるものとされており、この結果、被保険自動車全損のときには、当該被保険自動車の価額（保険価額）の全部に相当する金額が（保険金額を限度に）支払われるが（なお、修理費が保険価額を超えることになる場合も、全損として扱われ、同様の処理となる）、修理可能な分損のとき（修理費用が当該被保険自動車の価額【保険価額】を超えないとき）には、その直接の修理費だけが支払われものとされており〔約款7条、10条、1条〔全損の定義〕〕、これらの損害額（支払保険金の額）の決定にかかる約款規定からも明らかなように、被保険自動車の価額や直接の修理費以外の、格落ち損害、使用不能に基づく休車損害等に対しては、保険金は支払われないもの、と解されてきた<sup>(17)</sup>。そして、学説の通説も、このような保険実務の理解に、異論なくしたがってきたものと考えられる<sup>(18)</sup>。他方、一部の論者は、代位の局面における対応関係の解釈にかかる議論として、車両保険金の支払が被保険者のもとに発生している諸々の損害のうち、どこまで対応関係をもっているのかという解釈問題については、保険法の制定後のあるべき方向性として、差額説を採用した被保険者保護の精神がより発揮される方向の解釈が求められており、したがって、これ（対応関係の解釈）を柔軟に、すなわち、物の価値にかかる損害のみに対応関係がある、といったことではなく、対応関係を広くとらえることが（柔軟に、物の価値に係る損害以外にも対応する、と解することが）適切である旨、主張している<sup>(19)</sup>。

次に裁判例である。車両保険契約においててん補されるべき損害は何か。この問題は、車両保険の被保険者が、事故に際して、自身の保険者に車両保険金請求をする局面と、また、これとは別に、対応の原則の適用との関係（対応関係の解釈）において、車両保険金を支払ったある保険者が自己の被保険者の交通事故の相手方（加害者）に対して、代位による損害賠償請求を行う場合のその範囲如何を決定する局面とにおいて問題になりうる。本件では、後者の局面が問題とされた。

念のため、ここでの議論は、あくまで、車両保険契約において、すなわち、車両条項に基づいててん補される損害は何か、また、その契約にしたがって車両保険金を支払った保険者が車両保険金の支払いと対応関係があるものとして代位できる範囲は何か、ということの問題とし、この点にかかる過去の裁判例の立場を検討するものである。このような補足が必要となるのは、前述のとおり、現在、自動車保険においては、車両保険条項の外で、すなわち、自動車保険の特約補償として、レンタカー費用特約といった、車両の損害に関連して生じうる種類の費用の実損を保障する特約が存在する関係で、過去の紛争事案が、その特約のもとに保険金の支払いをしている事案なのかどうか<sup>(20)</sup>ということを見極める必要があるからである。もし、そのような特約が存在し、その特約に基づい



て、車両保険金請求とは別に、それらの特約保険金請求（レンタカー費用保険金請求）が行われれば、それらの保険金がともに支払われるべきことは当然であり、その支払いのあと、保険代位の局面においても、保険者が、車両保険金とともに、これらのレンタカー費用保険金も支払っているときには、修理費用（車両保険の対象）にかかる損害のほか、レンタカー費用（特約保険の対象）にかかる損害についても、対応関係が生まれ、それらの損害にかかる被保険者債権に代位できることは当然のこととなる<sup>(21)</sup>。この点、本件上告審が、特約を含めて保険金の支払をした保険者の代位範囲を判断するものでなかったことは前述のとおりであるが、ここでの検討は、過去の裁判例において、そのように物の価値以外の損害をてん補するという特約もない状況下（すなわち、あくまで車両保険条項、車両保険金の支払義務という枠組の中の判断として）、保険者は、レンタカー費用やあるいは評価損、休車損害、次年度以降の高騰した車両保険料損害といった、車両事故に関連する（物的）損害をも支払う義務を負うとする旨の判断が行われてきたのか、あるいは、その物的損害の全部に対応して保険金が支払われたことを前提に保険代位の範囲を決定すべきとする旨の判断が行われてきたのか、ということを検討する<sup>(22)</sup>。なお、本件上告審のように、対応関係について明示的に判断する裁判例は、むしろ稀な部類に属する。したがって、ここに検討する先例についての考察は、それらの裁判例に採用された代位範囲の計算方法・計算結果を手掛かりとする、推認的評価（前提において、〇〇という対応関係を理解しているからこそ、そのような代位範囲の計算をしているものである）を含むものである。

まず、純粹に被保険者が自己の保険者（車両保険の保険者）に車両保険金請求をする局面における裁判例として、上記、保険実務ないし学説の通説と異なる判断をしたものがあるか。

しかし、これについては、見当たらない。過去の裁判例をみれば、保険者は、例外なく、被保険者からの車両保険金請求に対して、全損時価損害又は修理費用損害と、車両条項において「損害とみなされる」車両運搬費用（レッカー費用）など約款に限定列挙の一定の費用損害に対してしか、車両保険金を支払っていないことがわかり（代位求償が問題となる事案では、そのような保険金の支払いを前提とした代位求償が行われている）、保険者が、（レンタカー費用特約がないのに）車両保険金として、レンタカー損害まで支払っている事実や、休車損害、評価損損害にまで車両保険金を支払っている事実は確認できなかった。それを被保険者側から争う訴訟に出会えないし、そうである以上、これを判断する裁判例にも出会えなかった。この理由は、車両保険に関する保険約款が、支払保険金額の計算方法を事細かに規定し、物の価値にかかる損害のほか、車両運搬費用など、限定的に損害とみなされる費用以外には、保険金が支払われることを明確に否定しているという事情を前にして、（そのような請求自体を見ることがなかったが、仮に、被保険者から訴訟上、そのような損害まで車両保険金で支払えという請求があったとしても）それを超える性質ないし領域の損害を認める余地がないからであろう<sup>(23)</sup>。この点、繰り返し述べるように、本件上告審における上告の構造、判旨の文脈から、そのような判断でなかったことは明らかであるも、万一、上告審のいう被害者救済の見地の内容が、被保険者からの車両保険金請求の局面における、被保険者保護の意味（その意味で、物的損害の全体を被保険者に填補する保険とみるべきである、という意図）であったとしても、全損時価損害又は修理費用損害以外には、損害とみなす限定列挙の費用以外、車両保険金

は支払わないとしている明瞭な約款規定を前にすれば、事故による物的損害の全体がてん補対象である、という解釈は成立し得ない。万一、この解釈を断行するものとするれば、それは法令違反の解釈になることは明らかである、というべき状況があると考えられる。そのような裁判例に出会えないのは、ある意味、当然のことといえよう。

それでは、次に、本件の問題の種類、すなわち、車両保険の保険者が、代位求償する局面における、車両保険における対応関係の解釈にかかる裁判例である。この局面における裁判例として、上記、保険実務ないし学説の通説と異なる判断をしたものが、本件上告審のほか存在したか、また、その他の裁判例はどのような判断をしているかであるが、これについては、裁判例の立場が分かれている。<sup>(24)</sup>まず、本件上告審以外にも、車両保険は、物の価値のみをてん補する保険契約であるという理解を離れ、車両保険金の支払いは、それ以外の被保険者のもとの損害のてん補（穴埋め）とも対応関係がある、という理解のもと、物の価値に係る損害以外の被保険者債権にも、保険者は代位できる、とする旨の（それを前提に代位範囲を決定する）判断をした例がある。

神戸地裁平成10・5・21交民31・3・709判決は、貨物自動車の被害事故（15%過失あり）について、自動車共済金を支払った共済者が代位できる範囲の計算にあたり（なお、一部保険であった）、一部保険の保険者が代位できる範囲についての平成20年改正前商法下の判例の立場であった比例説<sup>(25)</sup>を適用してこれを計算するにあたり、計算基礎となる、被保険者に生じた損害の額について、その中に修理損害のみならず、レッカー代損害、休車損害（オペレーションできない期間の営業損失）を含めた、その合計額を計算基礎とし、その内容の損害についての過失相殺後の金額（a）に、車両保険金の支払額＝保険給付額（b）のその内容の損害についての過失相殺前の損害額（c）に対する割合を乗じて得た額を、代位できる額とした（保険者の代位できる額＝ $a \times b/c$ ）。これは、対応の原則の理解（対応関係の解釈）との関係では、要するに、車両保険金が、修理損害（物価値に対する損害）のみならず、レッカー損害及び休車損害もてん補したもの（車両保険金の支払とそれらの損害の穴埋めとの間に対応関係があったもの）と解した上、それらすべての損害に対する賠償請求権に保険者が（対応して）一部保険の割合で代位できる、とする判断である。<sup>(26)</sup>なお、本件の原審（東京地判平成29・10・19金判1552号55頁）についても、B損保がA車の側（運転者）に代位請求する、その保険者が代位できる範囲の決定にかかり、約款にはそれを損害とみなして保険金を支払うものとしていない買替費用損害も、車両保険契約によっててん補されるべき損害である（支払われた車両保険金は、その買替費用損害とも対応関係があった）、と解した点は、前述のとおりであるが、<sup>(27)</sup>そのように車両保険やレンタカー費用特約その他の特約が保険金の支払対象としていない、全損した車両の買替費用（登録手続関係費）を、（損害保険者による保険給付と対応関係があるみて）差額計算の基礎に入れ、そのような費用も含めた損害の全部的回復を可能にするような代位額の計算をしている例は、<sup>(28)</sup>ほかにも存在する。

しかし、他方には、保険実務ないし学説の通説に採用されている、車両保険におけるてん補すべき損害の解釈に基づいて保険者の代位範囲を決定するものとし、車両保険金の支払いは、物そのものの価値にかかる損害についてのみ対応関係（補完関係）を有するものと解し、対応の原則の適用の結果、車両保険金を支払った保険者は、全損損害や修理費用損害といった物の価値にかかる損害に

関して被保険者が加害者に対して有する賠償請求権（被保険者債権）にのみ、代位できるとする旨の（それを前提に代位範囲を決定する）判断をする多くの裁判例があり、保険者は、他方で発生している休車損害にかかわり被保険者が加害者に有する賠償請求権（被保険者債権）には代位できないとする旨の裁判例（本件原審、東京地判平成29・10・19金判1552号55頁、横浜地判平成29・11・2自保ジャーナル2017号150頁、神戸地判平成30・12・10自保ジャーナル2041号142頁）、あるいは、評価損（格落ち損害）にかかわり被保険者が加害者に有する賠償請求権には代位できないとする旨の裁判例（大阪地判平成26・8・26交通民集47巻4号1031頁、名古屋地判平成22・2・19交民43巻1号217頁）が見られる。

これらのうち、とくに注目されるのは、本件東京高判以後に出された、東京高判の判旨を真っ向から明示的に否定する裁判例である。東京地判平成31・3・27LEX/DB インターネット文献番号〔25564631〕は、物損事故の当事者同士の損害賠償請求に、車両保険でん補をした保険者の代位求償訴訟が加わるという東京高判の事案と同様の構図のもと、しかも、（代位範囲の政策的調整が仮にあるとすれば保護されるべき主体である）車両保険の被保険者（この事案では、修理費用損害だけでなく、評価損損害も被っていた）の側からする、自己の保険者が代位できる範囲にかかる主張として、（おそらく東京高判を援用したのであろう）車両保険金は物的損害の全体をてん補するものであるという主張が出された事案において、「保険者の普通保険約款の車両条項は、分損の場合につき、車両保険金が支払われるべき損害額を修理費用の額を基礎に算定するものとし、また、特定の費用を列挙した上、それらを車両保険金が支払われるべき損害とみなすなど、車両保険金の填補対象を特定の費目に限定していると考えられることから、本件において、車両保険金が物的損害全体を填補するものとは認められない」と判示し、東京高判とは真逆の判断（車両保険がてん補するものとしていない、評価損損害をも含めて、被保険者の物的損害の全体を回収する方向の主張を認めなかった）を行っている。

なお、車両保険金を支払って代位求償する保険者が、代位求償権の行使として、修理費用のほか、弁護士費用を請求する事案が多くみられるところ、裁判例の圧倒的多数は、そのように保険者が代位請求するにあたっての弁護士費用の賠償請求を棄却するが（大阪地判昭和60・2・22判タ555号322頁、大阪地判平成11・5・20交民32巻3号798頁、大阪地判平成23・3・16交民44巻2号397頁ほか。なお、同種の物保険である船舶保険に関して、沈没船舶の物的損害をてん補した船舶保険の保険者の同様の請求を棄却した、東京地判平成31・4・26判タ1476号234頁もある<sup>(30)</sup>）、この結論は、対応の原則の適用によって説明できるといわれてきた<sup>(31)</sup>。すなわち、これらの裁判例は、先の裁判例と同様、車両保険金の支払いは、物そのものの価値にかかる損害についてのみ対応関係（補完関係）を有するものと解し、対応の原則の適用の結果、車両保険金を支払った保険者は、全損損害や修理費用損害といった物の価値にかかる損害に関し、被保険者が加害者に対して有する賠償請求権（被保険者債権）にのみ代位できるものとし、保険者は、他方で発生している、不法行為の相手方に損害賠償請求をする際に（被保険者に）生じる損害としての弁護士費用損害には代位できない、という立場を示しているものと位置づけることが可能である<sup>(32)</sup>。

#### 4. 研究

本判決に反対する。

(1) 本件上告審の判断について、まず、批判しなければならない点は、それによる本件契約の解釈が、方法論において、きわめて杜撰であり、解釈についての内容面を論じる以前に問題がある、という点である<sup>(33)</sup>。

本判決は、代位範囲の判断をなすにあたりその念頭に置かなければならない、対応の原則に関し、その対応の原則の適用の前提となる、本件車両保険契約の内容の解釈（本件車両保険契約が、どのような損害を「てん補する損害」とする契約であったのかという、対応関係の解釈）について、この「保険給付は、特段の事情がない限り、交通事故によって生じた当該自動車に関する損害賠償請求権全体を対象として支払われるものと解するのが当事者の意思に合致し」、「車両損害保険条項に基づいて支払われた車両損害保険金は、当該交通事故に係る物的損害の全体を填補するものと解するのが相当である」と判示しているが、しかし、その解釈根拠となる資料を何ら提示していない。これは、契約内容の解釈の問題であるから、その（契約）解釈根拠となる資料は、主として「本件保険約款の具体的規定」ということになるが、本判決は、先に指摘したとおり、請求権代位の範囲（制限）についての約款規定はもとより、車両保険契約がどのような損害をてん補すべき損害とする契約であるかを示している、「保険金を支払う場合」についての本件保険約款の規定についても、その判決文中に、その内容（文言）を明らかにしていない<sup>(34)</sup>。

この点、対応の原則を意識的に承認した前掲・平成24年最判（法廷意見）は、わざわざ、本件約款中の人身傷害条項には「被保険者等が被る損害に対し、保険金を支払う」旨の定めがあるが、「本件約款には、…損害の元本に対する遅延損害金を支払う旨の定めはない」という判示を先行させて、約款規定には、損害の元本に対する遅延損害金を支払う旨の定めがないことを認定した上で、「本件約款によれば、上記保険金は、被害者が被る損害の元本を填補するものであり、損害の元本に対する遅延損害金を填補するものではないと解される」と結論（判断）していた。すなわち、対応の原則の前提となる対応関係の解釈についての方法論として、まず、当該（人身傷害）保険約款の規定を示し、次に、その規定する内容を検討して、“その保険給付がどのような損害に対応するか”について「当事者の意思」が解釈されるべきことを示していたのである。その後の下級審として、本件同様、対応の原則の適用上、その前提となる対応関係の解釈が争点となった、前掲・令和2年東京地裁判決も、「対応の有無を検討するに当たっては…当該保険契約の目的や填補の対象とされている損害につき、約款の定めを踏まえて検討するのが相当である」と断った上で、丁寧に約款規定の内容を精査し、当該保険契約に基づく保険給付がどのような損害に対応するものとして合意されているのかの結論（その保険給付は、一つの〈細分化されない〉営業損失に対する損害に対応して支払われている）を出すという方法を採用している。

対応関係の解釈根拠としての約款規定すら示さないで結論を出した（解釈を行った）本件上告審の判断は、判例が示す対応関係の解釈方法論を完全に無視する判断というべく、内容面の検討以前

に、方法論上の重大な欠陥を抱える。

(2) 代位範囲の検討の前に顧慮しなければならない対応の原則のさらに前提に横たわる、対応関係の解釈についての方法論を示した平成24年最判の判断枠組みに、もし、本件車両保険契約の約款規定をパラレルにあてはめるとすると、“本件車両保険約款には、保険者が、被保険者に生じる修理損害に対し保険金を支払う旨の条項があるが、保険者が、被保険者に生じた休車損害を支払う旨の条項はない”という判断を行うことになり、その判断の結果、本件約款によれば、車両保険金は、被害者が被る修理損害をてん補するものであり、休車損害をてん補するものではないと解されるところとして、その保険金を支払った保険者は、支払時に、その保険金に相当する額の保険金請求権者の加害者に対する修理損害についての支払請求権を代位取得するものであって、休車損害についての支払請求権を代位取得するものではないと結論することになって、本件上告審とは正反対の結論を導くことになろう。

車両保険の約款には、当該車両保険契約がどのような損害をてん補すべき損害と考えているかを端的に表現している、「保険金を支払う場合」と題する規定があり、その規定は、保険者は、「衝突、接触…その他の偶然な事故によって被保険自動車に生じた損害に対して、…保険金を支払います」と規定している。そして、それと平仄を合わせて、「支払うべき損害の額」については、全損の場合には、損害が生じた地および時における「被保険自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・初年度登録年月等で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額」と定義された被保険自動車の価額（これを保険価額と定義）を支払うものとし、それが分損の場合には修理費を支払うものとする規定が置かれている（損害保険料率算出機構・自動車保険標準約款・自動車保険普通保険約款・車両条項2条、7条）。この一連の規定から明らかなように、車両保険によりてん補するものとされている損害は、被保険自動車それ自体の価値（物価値）に対して生じる損害のみと解される。その損害以外の損害、例えば、それが営業車である場合に生じうる休車損害、（レンタカー費用保険特約がないもとでの）修理期間の間に生じうるレンタカー等代車費用損害、あるいは、修理費用を超えて発生しうる評価損（格落ち損害）、割増保険料損害などなどについては、それらの損害を填補するとの車両保険約款上の規定がない。そうであるからこそ、対応関係の解釈としては、そのような車両保険契約に基づいて被保険者が自己の車両保険者に対して車両保険金を請求する局面においても、また、そのような車両保険契約に基づいて保険者が保険金を支払った後、自己の被保険者の相手方（加害者）に対して代位求償する局面においても、変わることなく共通して、そのような車両保険金の支払いは、被保険自動車それ自体の価値（物価値）に対して生じる損害との間にのみ対応関係をもっている、と解釈しなければならない。したがって、車両保険の被保険者は、車両保険金請求として、休車損害を請求できないし、また、車両保険金を支払った保険者も、物の価値に対して生じる損害（全損損害又は修理費用損害）に関する被保険者債権しか代位取得できず、休車損害に関する被保険者債権を代位取得できない（休車損害にかかる被保険者債権まで代位取得できるものとして、その前提で、差額計算をすることはできない）と解釈しなければならない。この解釈が、約款文言に忠実な解釈であり、約款文言から導かれるべき、対応関係に関するあるべき解釈論である

(また、それが保険実務、学説の通説の解釈であることは前述のとおりである)。明確な形でてん補すべき損害を表現する保険金を支払う場合の規定やその場合の具体的な保険金の算出方法にかかる規定を前に、上告審のいう当事者意思の解釈(契約解釈)は、成立し得ない。本件上告審は、先のとおり、本件保険約款規定を具体的に示していないが、これを具体的に開示すれば、上記、平成24年最判の判断構造への当てはめ結果のとおり、同判決が導きたい方向とは反対の方向に議論が流れてしまう。本件上告審には、約款規定を、意図的に隠した疑い<sup>(35)</sup>がもたれる。すでに、多くの(すべての)先行評釈が、本判決の「当事者の意思」解釈(すなわち、車両保険の当事者は、修理費用損害だけでなく、休車損害も含めて、その物的損害の全部を填補する目的の契約であることを合意していたとする解釈)に賛成できないとしているが<sup>(36)</sup>、私見もこれに反対である。

なお、当該、てん補すべき損害の解釈に関し、仮に、本件上告審裁判所が、本件契約が「損害」保険契約、すなわち、「損害」をてん補する内容の契約であることに鑑み、そこにいう「損害」とは何かを考える際、その答えとして、民法の損害賠償法における損害の概念が参考になるものと考え、民法における損害賠償にいう「損害」の内容を参考に、車両(損害)保険契約では、「物的損害の全体」をてん補すべきと解するのが相当、というような規範的判断(価値判断)をしたものとするれば、その判断は、まったくもって正当ではない。

保険法2条4号イ、18条が疑う余地なく規定しているように、損害保険契約における保険者の損害てん補義務は、民法上認められる損害のてん補ではなく、保険契約においててん補することとされた損害、すなわち、保険法上の損害に関わる。損害保険の保険者は、損害のてん補を内容とする保険契約によって具体化され個別化された、保険法的損害をてん補する義務を負うにとどまる。その範囲は、民法のいう損害の範囲と同じこともあれば、契約上の規範化によってそれとは違う内容とされることもある。そして、両者の内容が異なるときに、保険法的損害が保険金の支払の局面でも、また、代位の対応関係の解釈の場面でも、当然に優先し、それが規範として採用されることは、わが国のみならず、他国でも承認されている<sup>(37)</sup>、いわば損害保険法の常識である。

(3) 本件上告審は、①当事者の意思に合致し、②被害者の救済の見地からも相当であるから、車両保険契約は修理損害だけでなく、休車損害もてん補する保険契約と解釈するのが相当であると述べ、この2つの理由付けをもって、その結論(解釈)を導いたが、以上に見てきたとおり、①当事者の意思に合致する、という理由付けについては、その解釈根拠たる資料(約款規定)すら示されていないのであり、説得的な説明になっていない。判断を正当化するため、言葉だけとってつけられたような空虚で中身の無い理由と言わざるを得ない。そうすると、本判決が、車両保険契約は修理損害だけでなく、休車損害もてん補する保険契約であると解釈するのが相当と解した、唯一にして決定的であった理由は、②被害者の救済の見地であり、この理由に尽きる<sup>(38)</sup>。

そして、本件上告の構図を見れば、原審がしたX損保が代位できる範囲の判断(甲事件)を争って上告し、上告審の法律判断を仰いでいるのは、X損保の被保険者(A車の所有者)ではない、Y車の所有者であり(すなわち、X損保に車両保険金を請求する立場に立てる者ではない者)、また、不服(上告)の内容も、X損保がA車を代位できる範囲(反射的に、Y車が代位求償される範囲)

についてのものであることに鑑みると、それに返答した上告審の法律判断にいう、「被害者の救済」の内容は、車両保険金を請求する局面における「被害者の救済」という内容（被害者＝被保険者は、どのような損害まで、車両保険金請求ができると考えるべきか）を持ちえず、それが代位の局面における「被害者の救済」という内容をもっていたことは明らかである。そのことは、本件上告審が、同じく、代位の局面における被害者の救済の実を持つ、裁判基準差額説を、人身傷害保険と車両保険との相違ということも考えずに（その意味で、無理やりともいえる）引用している事実からも、論証されよう。

このことを前提に、本件上告審がいう、「被害者の救済」の意味するところを、それを実践すべきとして本件上告審が下した結論（解釈の結果）から帰納して考察すれば、それは、結局、差額説が持つ被害者救済の機能に価値を認め、その差額説の構造<sup>(39)</sup>を前に、対応の原則の法理の側が政策的に調整されるべきである（被害者救済に誘導される形での対応関係の柔軟な〔骨無抜き〕の解釈）という価値判断、換言すれば、差額説（被害者救済の法理）を前にして、対応の原則の側は敗れるべきである、という価値判断である。

この価値判断ゆえに、本件では、車両保険契約の内容、すなわち、この契約によっててん補される損害の内容（対応関係の解釈）が、保険実務も通説も考えていなかった内容に政策的に変更されたのである。その限りで、対応の原則は、骨抜きにされ、無視されたのである。

しかし、このような本件上告審の価値判断（政策論）にも、大きな問題がある。対応の原則を骨抜きにし、無視するということが自体がまず問題であり、それを是とする価値判断には、従うことができない。

対応の原則は、保険者が被保険者の損害を穴埋めしたその範囲、その限りで、被保険者が有する債権を自己の損害を穴埋めしてくれた保険者に移転する（保険者が被保険者の損害を穴埋めしていない範囲では、被保険者が有する債権は移転しない）という考え方にほかならず、請求権代位制度そのものの基礎にある正義・衡平の理念を実践し維持するという、重要な機能を担っている。このような対応の原則を、解釈上、ご都合主義的に歪めるということは、他方に、保険者は、自己がてん補していない被保険者の権利までも奪えるといった不正義・不衡平も承認するということであり、これを前提とするような法理論を支持することはできない。保険契約の当事者が合意した損害てん補の範囲を保険金請求の局面における被保険者の保護として、その意思にかかわらず、裁判所が規範的に創造することは、不当な司法の介入であるし、他方、その局面には介入しないが、代位の局面だけは、被害者救済の見地という政策論から、当事者が合意した損害てん補の範囲を解釈上変更し、対応の原則を無視するという介入をするという理論（本件上告審）も、対応しないところの損害てん補について何ら対価（保険料）を得ていない保険者に、理由なき権利のはく奪（代位範囲の制限）を迫るものであって、それは、被保険者に一方的に有利で保険者に一方的に不利益である、不正義な利益衡量として、支持することができない。被保険者（被害者）が、保険をかけていない損害を、全部回収できるかどうかは、専ら、被保険者が責任を負担する問題であって、その部分に何ら関与していない（対価関係を得ていない）保険者の利益を犠牲にしてまで、被保険者の保護が図られる、<sup>(40)</sup>というのは、いきすぎた保護である。

なお、対応の原則の法理の母国、ドイツの判例・通説は、この不正義・不衡平な結果が導かれてしまうことを考慮して、非対応損害に回収不足を残す被保険者を前にしても、差額説でそれを調整して被保険者を保護しようという価値判断は、採用できないとしている。差額前の対応の原則という法理を承認することで、本件上告審が採用した、差額説を前にする被害者救済の見地という価値判断は、意識されながらも排除されている<sup>(41)</sup>。

ところで、平成24年最判を引用する本件上告審は、同最判が、人身傷害保険のもと、その代位範囲の計算に際して認めた積算額比較法というアイデアを採用したのではないかという評価がありえる<sup>(42)</sup>。しかし、それらの可能性にふれる先行評釈がすでに適切に指摘するように<sup>(43)</sup>、平成24年最判が積算の対象とした、人身傷害保険における積極損害、逸失利益、慰謝料は、いずれも、人の傷害の結果発生する一つの（同質の）損害（人身損害）の中に含まれるものであり、それらの区別は、一つの人身損害の額を算定する際の、計算項目上の区別に過ぎないものであって、それらを積算する平成24年最判も、そのような同質の損害の中にある計算項目の限りでの積算額比較法を肯定するに過ぎず、他方、それは、内容において異質である複数の損害を積算することまで許容する判断ではなかった。本件における被保険自動車それ自体の価値（物価値）に対して生じる損害（修理費用損害）と、休車損害（営業損失損害）とは、被保険利益の種類も異にする異質の損害であって、単に、損害額算定の計算項目上、分けられているというにとどまらない別の損害であって、これら異質の損害同士で積算することは、従来言われている積算額比較法ないし平成24年最判が認める積算額比較法とはまったく異なる処理である。それはもはや積算額比較法の名を借りた、「対応の原則の無視」というべき処理である。なお、ここに異質の損害か否かは、前述のとおり、損害保険契約が、契約に定められた損害（保険損害）のてん補を合意し、保険者の義務とする契約であることに鑑みて（保険法2条4号イ、18条参照）、純粋な契約解釈の問題というべきである。それは、約款規定を基礎にして判断がなされる。仮に、本件上告審が、平成24年最判をその根拠となる判例と考えて、修理損害と休車損害とを積算したと仮定しても、それは、そのような異質の損害を積算することまで認める判例はないのであって、そのような判断は、積算額比較という問題についての判例の射程を誤った判断であったということになる。

（4）最後に、本件上告審の本件事件の取り上げ方についても、不可解な点があり、とくに上告を理由ありとした保護の論理（被害者の救済の見地）に登場する保護の主体〔A車〕と、実際に事件で保護が図られた主体〔Y車〕とが異なっていた、という矛盾があったことについて、本判決の問題点を述べる。

①まず、上告審では、B損保も上告人とされているので、B損保としても、自己が代位取得できる範囲を（増額の方に）争ったものと考えられる。しかし、上告審における実質審査の対象とはならず、B損保の上告は、棄却されている。これは、おそらく、B損保の代位範囲の争点にかかる主張が、専ら、代位できる範囲の前提としての、A車とY車との責任関係にかかる過失割合の問題（要するに、事実認定にかかわる問題）に終始する内容であったからでないかと推察される。いずれにせよ、（この点、上告審と同様の問題を含むものであるが）原審は、B損保が代位できる範囲と



して、すでに、その被保険者【Y車】に生じた損害の全部の回収の可能性を被保険者に残す範囲で算定済みであり（車両時価（35万円）以外に車両買替費用（6万0550円）を含めた、全損害の41万0550円の回収可能性を認める差額計算を行っている。すなわち、車両保険金28万9200円の支払い、車両時価損害35万円に対応するものとは解さず、買替費用も含めた、上告審のいう物的損害の全部41万0550円に対応する給付であると捉えて、35万円-28万9200円の権利分を残すという計算ではなく、41万0550円-28万9200円の権利分を被保険者の権利として残すという計算をしている）、B損保の代位範囲、その反面としてのY車側に残存する権利という法律関係については、上告審の意図する被害者救済の点は、すでに、原審の判断で実現されていたといえる。他方、そのようなB損保とY車との権利分属割合を前提とする、B損保からA車側に対する代位求償（乙事件）については、その被告としてのA車（乙事件被告）は、附帯上告をするなどして原審の認容額を争っていないので、上告審の判断のなかで、B損保が代位できる範囲を問う問題は、ことさら取り上げる必要がなく、また、仮に過失割合の事実認定等が違法（民訴247条参照）でないとすると、取り上げることもできなかった（民訴312条3項参照）、ということではなかろうか。

②他方、X損保の代位範囲を争う論点（甲事件）については、上告審における法律審査の対象となり、上記のとおり、上告に理由があるとされ、Y（甲事件被告）による上告が認容されたが、これは、原審は、先のB損保にかかる判断とは異なり、X損保が代位できる範囲の判断について、休車損害を含めた、その被保険者【A車】に生じた損害の全部の回収の可能性を当該被保険者【A車】に残す計算を行っておらず、上告審が考える被害者救済の見地からして、いまだ容認できない判断しか原審ではなされていなかったからであると考えられる。もっとも、そのことで救済されることになるのは、理論上、X損保の被保険者【A車】である。しかしながら、その【A車】としては（仮に原審にそのような上告審の立場からすれば不相当といえる判断がなされていたとしても）、そのような原審判断に不服は述べていない（【A車】は、上告ないし附帯上告はしていない）。すなわち、本件上告審裁判所は、【A車】の所有者と【X損保】との間の車両保険契約において、どのような損害を填補すべき損害とすることを合意していたのかという問題や、そのことに関連して、代位が生じる際、【A車】の所有者と【X損保】との間の権利分属割合はどうか、それに関連して、そこにいう被害者【A車】救済の見地からその（A車の側の）権利帰属割合がどう判断されるべきかという問題には直接かわらない“Y車所有者の上告”にかこつけて、【A車】の所有者と【X損保】とがいずれも不服を唱えていない、上記のようなA・X間の権利分属にかかわる法律問題に、A車（被害者）を救済すべきであるとの理由をつけて、法律審査を行っている。そして、その法律審査の結果、利益を実現したのは、上告を理由ありとする判決理由の中で保護の主体とされ、その利益を図るべきとされた【A車】ではなく、それとは別の【Y車】<sup>(45)</sup>であった。上告審の判決理由の中で保護の主体（被害者）として救済されるべき、という文脈の中にはいなかった【Y車】が、にもかかわらず、X損保とA車との間の関係における代位可能額（差額計算の結果）についての上告審の解釈のもと、その金額が減額したことによる反射的利益を、棚ぼた的に得ている。上告を理由ありとした判決理由は、直接の論理関係をもって、上告認容の結果につながっていない。このような点にも、本件上告審の問題点があると考えられる。

以上

付記：

本稿は、中京大学法務研究所共同研究プロジェクト「中京大学保険判例研究会（第1回・2021/07/17）」に基づく成果である。

研究会に参加の先生方から、多くの有益なコメントを頂戴した。ここに記して御礼を申し上げる次第である。

とりわけ、理論と実務を架橋する本研究会の目的との関係において、当日、実務的な観点からのコメントとして、（1）実務に大きな異論を残す本件のような上告審判断が高裁において出されるリスクを回避するためには、簡易裁判所に訴訟が提起された時点で、被告・保険会社としては、地裁への移送申立て（民訴18条、19条）を活用することが望ましいのではないか、（2）本件上告審の物的損害の捉え方については、最判昭和48年4月5日民集27巻3号419頁の影響があるのではないか、などのコメントをいただいた点を、付記したい。

- （1） 本件は、複数の事件（4件の請求）から構成され、各当事者の立場も複雑に交錯するため、以下、X・Y等の事件関係者の略称表記は、上告審において、その上告に理由があるとして原審の判断が変更された、甲事件関係（被害貨物自動車の保険者【X 損保】による、加害普通乗用自動車【Y 車】側に対する代位請求事件）を基準に表記するものとする。なお、本件の事実審裁判所は、保険契約締結日の認定をしていないが、本件では、平成27年に生じた事故の保険金支払が問題とされており、保険法施行後に締結された契約による保険法適用事案と考えられるので（保険法附則2条参照）、保険法が適用規範になるとの前提で、以下、論じる。
- （2） 【X 損保】は、三井住友海上火災保険、【B 損保】は、三井ダイレクト損害保険である。
- （3） 2014年段階の標準約款でも同様である。
- （4） 三井住友海上・自動車保険・一般用（2021年1月）第4章基本条項第25条（代位）参照。
- （5） なお、X 損保による第1審・甲事件における請求額は、77万8850円（支払保険金の全額に相当する金額）であった。A車とY車との責任割合について、自己の被保険者A車の過失がゼロであるとの前提で、はじき出した請求額であると思われる。これに対し、第1審は、本文のとおり、X 損保が保険者となっているA車側の過失を3割、Y車の過失を7割と認定しており、この前提で、「54万5195円（保険代位分77万8850円の7割）」という表現をとっている。これ以上に説明はないが、いずれにせよ、第1審は、保険者は、支払保険金総額の、相手方過失分（7割）の割合しか代位権を取得できず、自己の被保険者には自己の過失分（3割）に相当する権利が残される、と判断したようである。そこに差額計算（保険法25条参照）がなされた形跡はない。保険法適用事案であることに鑑みると、問題のある判断である。
- （6） なお、X 損保による甲事件・附帯控訴の請求額も、第1審における請求額と同様、支払保険金の額の全額に相当する、77万8850円であった。これが、A車とY車との責任割合について、自己の被保険者A車の過失がゼロであるとの前提ではじき出された請求金額であると考えられることについて、前述のとおりであるが、このX 損保の主張する金額に対して、原審がX 損保に認めることとした51万5195円（認容額）は、X 損保の被保険者・A車の過失を3割とした上で、前述の自動車保険約款に存在する、代位範囲にかかる規定の計算式をそのまま適用した場合に導かれる金額である。すなわち、約款規定によれば、②損害の額の全額を保険金をして支払った場合以外の場合（本件は、免責金額が存在したため、この場合に当てはまる）、「被保険者が取得した債権の額（本件では、修理費用損害〈87万8850円〉について過失相殺〈3割〉をすると、61万5195円になる）から、

保険金が支払われていない損害の額（本件では、免責金額10万円）を差し引いた額」を限度に保険者が代位できることになる（61万5195円－10万円＝51万5195円（認容額と同額である））。

- (7) 後述するように、代位関係の認容額が、X 損保、B 損保ともに原審においては減少することになったが、これは、出発点にある第1審が、すでに法律上のルールではない、被保険者に不利（保険者に有利）な比例説をとり、代位関係を処理していたところ、原審が、適切に、新しい法律上のルールである、被保険者に有利（保険者に不利）な差額説に基づいてこれを処理（修正）した結果によるものと考えられる。
- (8) なお、【A 車】（貨物車）及びその保険者【X 損保】からの附帯上告は、なされていない。
- (9) 判決文中に上告理由や論旨が十分明瞭に示されていないので、推測の域を出ないが、控訴審からの経緯や上告審における上告棄却部分の判決理由の内容などを踏まえると、上告人（Y 車およびB 損保）は、それぞれ、控訴審と同様の論点について不服を申し立てたのではないかと思われる。すなわち、上告理由（民訴312条3項）との関係において、経験則違反（法令の違反）の主張を持ち出すなどして（加藤新太郎「民事訴訟における事実認定の違法」法政論集254号4頁、14頁以下、19頁～22頁（2014年）参照）、加害者【Y 車】が、その加害者側の事故の過失割合や当該加害者に生じた損害の額を争う（本訴・反訴関連）とともに、その過失割合に依存して代位可能な被保険者債権の額が決まる仕組みにあるB 損保も、当該加害者側の主張（Y 車は無過失である）に依拠して、B 損保が、自己が代位できる額を争いながら（乙事件関連）、他方、被害者【A 車】の保険者であった【X 損保】から、加害者【Y 車】に代位による損害賠償を求められた甲事件との関連では、加害者【Y 車】が（どのような論旨を展開・主張したかは結局不明であるが）何らか保険法25条の解釈（車両保険契約の合意内容の解釈を含む）についての法令の違反の主張をして、加害者が、（被害者【A 車】の権利を代位取得した）X 損保に支払わなければならない負担額を争ったものと思われる。
- (10) この点、「車両損害保険条項に基づいて支払われた車両損害保険金は、当該交通事故に係る物的損害の全体を填補するものと解するのが相当である」、という上告審の判旨に明瞭に表れているとおり、上告審が示す対応関係の解釈は、車両条項に基づく支払いとそれによって穴埋めされる損害との対応関係にかかるものであり、たとえば、他の特約保険金をも含めて、およそ保険者Xが支払った全部の保険金との対応関係について判示したものではないことに注意が必要である。すなわち、本件保険者（三井住友海上）の商品のもとには、そのような特約は存在しなかったから、いずれにしても、そのような解釈の可能性は排除されるものの、例えば、本件のような事業者を対象とする自動車保険・一般用の商品に、車両条項（車両保険）とは別に、休車損害費用特約といった特約保険金を用意されている場合にあって、そのような特約保険金を（車両保険とともに）支払った保険者の代位範囲が、上告審の解釈のもとに問題とされているわけではない、ということである。
- (11) 洲崎博史「保険代位と利得禁止原則(一)」法学論叢129巻1号9頁（1991年）、山下友信『保険法』553頁（有斐閣2005年）、山下友信＝永沢徹編著『論点体系保険法1』237～239頁〔土岐孝宏〕（第一法規、2014年）。ドイツにおける、対応の原則については、拙稿「請求権代位における対応の原則—対応の原則は差額説を前に敗れるべきか：東京高判平成30・4・25金判1552号51頁が提起した問題を契機として—」中京法学56巻1号1頁以下、とりわけ19頁以下（2021年）参照。
- (12) 最高裁判所判例解説民事編平成24年度（上）186頁〔榎本光宏〕（2015年法曹会）参照。同事案では、人身傷害保険を支払った保険者が代位できる範囲が争われ、そこにいわゆる裁判基準差額説が採用されるべきことが判示されたが、対応の原則との関係では、対応の原則の考え方のもと、保険者は、人身傷害保険の被保険者（事故の被害者）が持つ損害金元本の支払請求権について代位取得できるにすぎず、事故から保険金支払いの時点までにそこに発生していた、遅延損害金の支払請求権には、一切、代位できないと判断された。

ここで、最高裁（法廷意見）は、本件約款には、保険会社が被保険者が身体を被ることによって被保険者等に生じる損害に対し保険金を支払う旨の条項があるが、その損害の元本に対する遅延

損害金を支払う旨の定めはないと認定した上、「本件約款中の人身傷害条項に基づき、被保険者である交通事故等の被害者が被った損害に対して保険金を支払った訴外保険会社は、上記保険金の額の限度内で、これによって填補される損害に係る保険金請求権者の加害者に対する賠償請求権を代位取得し、その結果、訴外保険会社が代位取得する限度で、保険金請求権者は上記請求権を失い、上記請求権の額が減少することとなるところ（最高裁昭和49年（オ）第531号同50年1月31日第三小法廷判決・民集29巻1号68頁参照）、訴外保険会社がいかなる範囲で保険金請求権者の上記請求権を代位取得するのかは、本件保険契約に適用される本件約款の定めるところによることとなる。……本件約款によれば、上記保険金は、被害者が被る損害の元本を填補するものであり、損害の元本に対する遅延損害金を填補するものではないと解される。そうであれば、上記保険金を支払った訴外保険会社は、その支払時に、上記保険金に相当する額の保険金請求権者の加害者に対する損害金元本の支払請求権を代位取得するものであって、損害金元本に対する遅延損害金の支払請求権を代位取得するものではないというべきである。」と判示している。

- (13) 同事案では、製紙会社を被保険者とする利益担保特約付きボイラ保険における保険者の請求権代位の範囲が、保険者と過失によりボイラ事故を引き起こした加害者（ボイラの修補を請け負った業者）との間で争われた事案である。ここでも、対応の原則にいう、対応関係がなにか（一体としての営業損害が、一体として対応関係を持つのか、それとも、それ（営業損害）を構成している個別要素としての、より細分化されうる逸失利益損害、収益減少防止費用損害の損害項目が、別々に対応関係を持つのか）が争点とされた。

この事件において保険者から代位権の行使をされた加害者は、訴訟戦略的に、対応の原則にいう保険給付と賠償請求権との対応関係を細かく細分化し、極めてリジット（狭隘）な対応関係をそこに戦略的に作り出すことで、狭隘ゆえに発生しうる保険給付との非対応の関係の発生を狙って（なお、実際、本件裁判所は、損害の認定に関する判断において、保険契約的な損害把握のもとに、既に保険者から保険給付がなされていたものの、民法的には損害賠償責任は発生していないとされる領域〈喪失利益損害〉があった旨、結論している）、その非対応分の権利は対応関係がないから、それに向けて保険給付をしていても、保険者に移転・帰属するものなどないことになる（ゼロ）と主張して、保険者から追及されている損害賠償請求の総量を減じる論法に出た。しかし、結論としては、一体としての営業損害が保険給付との対応関係を持つと判断され、そのような戦略は効を奏しなかった。同東京地裁は、対応の原則における対応関係の解釈は、まず、方法論として、「約款の定めを踏まえて検討するのが相当である」として、その検討の結果、本件保険契約は、営業損害（営業損失）を填補するものとする保険契約と解され（喪失利益損害と、収益減少防止費用損害とを、別々に区別しててん補することを内容とするものではない）、営業損害という1つの損害の中の、単なる計算項目に過ぎない区分をもって、対応「損害」を細かく分解する（そして対応の原則上、保険給付が対応していない、として保険者への権利移転を否定する）解釈はとれないとして、加害者による戦略的な解釈を結論において否定している。

- (14) 対応の原則の保険法上の根拠（法的根拠）について、本文とやや異なる見方をする学説の見解に対する私見を含めて、詳細は、土岐・前掲・請求権代位における対応の原則43頁以下参照。
- (15) なお、上告審が扱った、X 損保が代位できる範囲の判断にかかわっては、上告審のような判断（契約解釈）はしていない。
- (16) 三井ダイレクト社（B 損保）の保険約款には、車両保険条項内の「損害とみなす費用」のなかにも、また、その他用意される各種の費用保険特約の中にも、買替費用をてん補する条項ないし特約は、存在していない。ただし、車両条項のなかには、全損である場合（本件）、保険金額の10%（上限20万円）の水準で、全損時臨時諸費用保険金を支払うとの規定があり、実際、Y 車には、3万円の臨時費用保険金が支払われたとの認定（第1審参照）がみられる。この費用保険金は、損害てん補の方式のものでなく、定額給付の方式のものであるから、そもそも、この（費用）保険金を

支払ったところで代位規定が適用できるかは疑問もあるところではあるが、仮にこれにも代位規定が適用されるとの前提にたち、修理費用のほか、買替費用についても、B 損保が「車両保険によっててん補されるべき損害」のてん補を行ったとみるとすれば（この場合、修理費用損害のほか、買替費用損害についても、B 損保による保険金の支払と対応関係が生まれることになる）、差額計算（保険約款にいう、「保険金が支払われていない損害の額の計算」）の基礎は、修理費用についての車両保険金（28万2000円）だけでなく、臨時費用保険金（3万円）を加えた額（31万2000円）とされるはずである。そうしなければ、辻褄があわないのであるが、本件原審は、そのような計算基礎を用いることなく、修理費用についての車両保険金（28万2000円）のみを差額計算の基礎としている。したがって、原審が、そのような見方（買替費用損害も車両保険においててん補されるべき損害であり、これに〈3万円の〉保険金が支払われたから、それゆえに、買替費用損害〈過失相殺前6万0550円〉も差額計算の中に取り込まれることになる、という見方）にあったと考えることは、困難であろう。定額給付の保険は、損害てん補の保険とは異質のものであり、損害てん補の保険についての規律である代位が適用できるかは、とくに対応関係の解釈に困難をきたすので、難問であるが、仮にその理論上の障壁がクリアできるという前提で議論するならば、全損のケースで、かつ、買替があった場合には、修理費用保険金の額のほか、全損時臨時費用保険金の額も合計した、「保険給付の額」（保険法25条1項1号参照）というものを観念し、この合計額を差額計算の基礎とし、ここに差額説を適用して、修理損害のほか買替費用損害も含めた被保険者の損害の全部的回復を可能にする差額計算を実施することは、ありうることであって、そのような解釈であれば、対応の原則の解釈として、不適切とは言えないであろうが、いずれにしても、本件の原審がこのような思考になかったことは、そこにとられた差額計算の計算式を見れば明らかである。

- (17) 損害保険料率算出機構・自動車保険標準約款・自動車保険普通保険約款・車両条項〔2021年3月段階のもの〕の本文中に示した各条項、「自動車保険の解説」編集委員会『自動車保険の解説2017』170頁、174～175頁、184～186頁、189頁（保険毎日新聞社2017年）参照。なお、本件の原審は、B 損保が代位できる範囲の判断（乙事件）に即して、全損となったY車の買替費用も、車両保険金の支払対象となる趣旨（買替費用損害にも、車両保険の支払は対応関係があるとの趣旨）の判断をしているが、この点、確かに、車両保険約款は、損害防止費用や事故現場から修理工場までの運搬費用など、約款規定〔9条〕に限定列挙された特定の「費用」については、これを損害とみなして、その費用の部分も車両保険金の支払い対象とするものとしているが、そこに限定列挙されている費用として、原審が認めた、全損自動車の買替費用は含まれておらず、それは、約款上、損害とみなしててん補する損害（費用）ではない。前掲・自動車保険の解説187頁参照。
- (18) 藤村和夫ほか編『実務交通事故訴訟大系（2）』507頁（ぎょうせい2017年）〔加瀬幸喜〕は、車両保険は、被保険自動車の修理費を填補する保険であり、したがって、それ以外の損害（休車損害、代車料、評価損（格落ち損害）など）は、車両保険による填補を受けることができないとする。山下友信・前掲553頁注17も参照。従来、保険実務ないし学説の通説が、本文のように、車両保険契約は、あくまで物保険として、被保険自動車の物価値それ自体（のみ）をてん補する契約であり、物価値（被保険自動車の価額またはそれを上限とする修理費）にかかる損害だけをてん補すべき損害（保険金支払の対象）とする保険契約である、という理解が、従来、学説の通説の立場であったことについて、山野嘉朗・本件判批・損害保険研究81巻1号206頁（2019）、遠山聡・本件判批・ジュリスト1549号105頁（2020）参照。
- (19) 上田昌嗣「保険法制定を契機とした『対応原則』に関する一考察」損害保険研究72巻2号95頁以下、とりわけ、98～99頁、107～108頁（2010年）参照。保険法が差額説を採用したことを解釈根拠とし、内容としては、被保険者に有利な結果が生じることを志向し、この結果から逆算して、対応の原則をいわば政策的に柔軟に解していかうとする発想の考え方であり、その目的のもとに、付保対象が被る損害に密接に付随して発生する損害については、それも“対応するものとみなして”、対

応の原則の適用の枠内に置いた上で、差額説（差額計算）を適用し、被保険者に有利な結論（損害の回復）をもたらそう、とする考え方である。以下、「緩やかな対応」原則、ないし、「緩やかな対応の論」と記すことがある。なお、その考え方は、被保険者が自己の保険者に車両保険金の支払いを請求する局面でも、同様に、その対応関係を広げる（対応しない損害についての保険給付まで認める）ものではなく、あくまで、差額計算が問題になる、代位の局面における対応関係の議論・局面のもとでのみ、そのような政策的調整を入れようとするところに特徴がある。

- (20) 東京海上日動・トータルアシスト自動車保険〔車両運搬・緊急時応急対応・レンタカー費用等補償特約〕、損保ジャパン・The クルマの保険〔代車等諸費用特約〕、三井住友・GKクルマの保険・レンタカー費用特約など参照。このようなレンタカー費用特約は、レンタカーの借入れに必要となった費用をてん補する、実損てん補の費用保険である（上記、東京海上の特約参照）。車両運搬費用も、そのような特約や、あるいは車両条項そのものなかで損害とみなされる費用として、保険給付の対象になり、その場合は、保険金の支払いとの対応関係が生じる。
- (21) そのような事例として、東京地判平成31・3・27LEX/DB インターネット文献番号〔25564631〕、名古屋地判平成22・2・19交民43巻1号217頁を参照のこと。
- (22) 前注(10)のとおり、保険会社のなかには、事業用の自動車を対象とする一般用・自動車保険（商品）のなかで、本件に問題の休車費用を特約により（定額）保障する会社もある（損害保険ジャパン・一般自動車保険・SGP・休車費用特約）。レンタカー費用特約（実損）とは異なり、定額（費用）保険（保険証券記載の支払日額×日＝支払保険金の額とされる）であるが、その点（定額保険に代位はありうるか）に目を瞑るとすれば、理論的には、特約保険金として休車損害を支払った保険者は、特約保険金の支払に対応するものとして、休車損害にかかる被保険者債権を代位取得する、という議論も起こりうる。ただ、結論としては、おそらく、先のとおり、定額保険に代位は困難である、という理由からではないかと思われるが、上記の特約を用意する保険者も、「当社がこの特約により休車費用保険金を支払った場合であっても、被保険者が休車費用について第三者に対して有する損害賠償請求権は当社に移転しません」とする規定を用意し、そもそも、代位はしないという（代位排除の約定）結論をとっている（損害保険ジャパン・一般自動車保険・SGP・休車費用特約第5条）。代位が制度において排除されている以上、その保険金が支払われたところで、そこに何らかの対応関係を理解したり、対応の原則の適用を考えたりといった議論をする余地がないことは、いうまでもない。なお、全損時臨時費用補償特約（場合によっては、それによる保険金の支払いは、買替費用損害に対応関係を有しうることになる特約である）も、同じ事情（代位はそもそも生じない）が妥当する、定額保険である。
- (23) 本研究では、（補償する旨の特約がないもとの）レンタカー費用損害と、休車損害とに的を絞り、その範囲で過去の裁判例を調査した。これ以外の損害が、車両保険金請求との関係でどのように取扱われたのかについて、全面的な（全件の）調査まではしていない。その理由は、他方に約款に明確な支払保険金の計算規定があり、全損価値ないし修理費のほかは、車両運搬費用など約款に限定列挙の費用しかてん補しない、とされているのに、それとは異なる損害について、てん補すべきとする判決を出すことは、法令違反の判断ということでき、そのような判断を裁判所は本来するはずはないことに鑑みると、上記以外の裁判例も含めて全面的に調査することがそれほど有益であるとは思われない（仮にそのような判断にどこかで出会えたとしても、法令違反の判断が過去にあった、ということ突き止める以上に意味がない）と考えたからである。このため、調査の範囲を必要な範囲に限定したことをあらかじめ断っておきたい。
- (24) もっとも、車両保険金を支払った保険者の代位範囲を争う過去の裁判例は、必ずしも、本件上告審のように、対応の原則を意識し、またその関係において、当該車両保険契約によっててん補されるべき損害の解釈が何かを明確に判示するものではないが、当該損害保険契約においててん補すべきとされる損害は何かという解釈と対応の原則との表裏一体の関係性に鑑みて、それらの裁判例が

出した「車両保険金を支払った保険者に認めた」代位範囲の結論から遡って、その理解したところ（前提の解釈）を探るものとしている。

- (25) 最判昭和62・5・29民集41巻4号723頁参照。
- (26) なお、この判決に対しては、車両保険においててん補すべき損害は物にかかる損害のみである、とする保険実務ないし通説の立場にたつて、対応の原則を顧慮していない、とする批判が有力に存在していた（山下友信・前掲553頁注17）。
- (27) 三井ダイレクト社（B損保）の保険約款には、車両保険条項内の損害とみなす費用のなかにも、また、各種費用特約の中にも、買替費用をてん補する条項（特約）は存在していない。
- (28) 東京地判平成26・4・307LEX/DB インターネット文献番号〔25519212〕。この事案では、車両全損時価に係る損害、レンタカー費用に係る損害（なお、レンタカー費用特約の有無は不明）、レッカー費用に係る損害（通常、車両保険によるてん補対象である）、当日交通費に係る損害（通常、車両保険によるてん補対象である）のほか、8万2455円の登録手続関係費用に係る損害が、差額計算の基礎に含められ、その全般的回復をした残りの部分のみが保険者に移転すると判断されている。本件では、車両全損時費用特約等が存在したようであり、車両全損時諸費用保険金が7万円の水準で給付されている。しかし、注16に論じた、東京地判平成29・10・19金判1552号55頁の判断と同様、修理費用・レッカー費用にかかる車両保険金（80万7585円）に、車両全損時諸費用保険金（7万円）を合算した額を、「保険給付の額」と考え、その額を基準に差額計算をしているものではない（単に、車両保険金〈80万7585円〉を基礎にする差額計算をしている）から、その前提で、登録手続関係費用損害（買替費用損害）の過失相殺部分まで（保険者の負担により）被保険者に全般的に回復させようとする差額計算は、対応の原則の適用上、やはり、疑問を生じる。
- (29) 同判決は、車両保険は、評価損をてん補しないと明確に指摘し、本文のように判断している。
- (30) その他の裁判例については、前掲・山下＝永沢242～243頁〔土岐孝宏〕参照。
- (31) 山下友信・前掲553頁注17。
- (32) そのほか、車両保険金請求や代位求償にかかわるそのもの事案ではないが、不法行為に基づく損害賠償として、事故の結果、次年度以降に高騰することになる車両保険料に関連する損害（割増保険料損害）が認められるかが争われ、事故と相当因果関係のある損害ではないとして、これを否定した事例判決として、前橋地判平成10・11・25交民31巻6号1771頁がある。
- (33) すでに本判決に対する先行研究が同様に指摘しているところであり、例えば、榊・前掲112頁は、本判決が、本件保険契約の趣旨・目的を認定せずに当事者意思解釈を行った点を批判している。
- (34) 本件1審から上告審を通じて、判決文中にその具体的内容が明らかにされた保険約款の規定は、唯一、保険法25条2項に相当する約款規定（被保険者債権が、被保険者と保険者に一定割合で分属する場合に、被保険者の側の債権に優先弁済権がある、とする内容の約款規定）のみである。
- (35) ところで、本件上告審には、対応の原則にかかる解釈との関係のみならず、それとはまた別の議論の解釈との関係においても、X損保の約款規定を明示的に引用できない事情があったと推察される。というのは、本件上告審は、平成24年最判を引用して、いわゆる人身傷害保険における、裁判基準差額説の論を展開しているが、上記最判を経て改正されたX損保を含む損害保険会社の自動車保険約款において、代位範囲をめぐる、当該、裁判基準差額説の議論は、約款文言上は、あくまで人身傷害保険に限定して生じる議論であると整理されており、そのように、少なくとも約款文言上は、本件のような車両保険の代位に関してまで射程をもって議論ではない、と整理されている。具体的に、X損保（三井住友海上）の現在の約款には、請求権代位及びその代位の限度額に関し、前述した内容の規定が置かれているが、そのうち、保険者が損害の額の全額を保険金として支払った場合以外の場合（②の場合）の代位限度額の規定は、「被保険者または保険金を受け取るべき者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額（注3）を差し引いた額」とする」との文言であり、〔注3〕という表記の注意書の説明として、「〔注3〕損害の額とは、人身傷害保

險金に関しては…判決又は裁判上の和解において、賠償義務者が負担すべき損害賠償額が算出された場合であ…るときは…その基準により算出された額を損害の額とします」という文言（規定）が置かれている。ここに要するに、人身傷害保険において裁判があったときには裁判基準損害額を差額計算の基礎にする、ということが定められているにとどまり、約款文言上、そのような処理は人身傷害保険に限って行うものとされているのである。

本件上告審は、車両保険である本件にも、裁判基準差額説を適用する（裁判基準損害額を、差額計算の基礎とする）旨判示するが、このような解釈は、少なくとも約款文言に反する。本件上告審が、本件の約款規定を具体的に開示するとすれば、この部分に関する自身の判断にも疑義を持たれかねないのであり、このような事情ゆえにも、本件約款規定を具体的に開示することを控えたのではないかという疑いが残る。

- (36) 榊・前掲112頁は、車両保険に基づく保険給付が自動車に関する損害賠償請求権全体を対象とするとの解釈は不自然であり、被害者救済の見地からは相当でも、当事者の意思に合致するとは考えづらいとする。山野・前掲205、207、217、222、224頁も、車両保険契約が被保険自動車の保険価額または修理費を損害額として保険給付を行う保険であることは約款上明白であって、休車損害や代車費用等が損害額に含まれないことは明らかであり、判旨は本来の車両保険と異なる車両保険を想定しているのであろうか、と疑問を投げかける。そして、保険契約者は、契約のしおり等を通して、車両保険が被保険自動車の保険価額または修理費という損害を担保する保険であることを十分に認識して契約しており、とりわけ、車両条項9条が「収入の喪失を含みません」として車両保険が消極損害を含まないことを明らかにしていることも踏まえて、車両保険契約上、休車損害のような間接損害まで填補するとの合意はないから、車両保険が車両損害だけでなく休車損害も含めて填補する保険であるという擬制は当事者の意思に反し、約款規定の内容を逸脱する、無理を重ねる理論構成であり、採用しがたく、原審の判断が妥当であるとする。同様に、勝野義人・本件判批・共済と保険2019.12号32、34頁注23も、概ね車両保険（車両条項）においては、「被保険自動車に発生した損害」や「お車に発生した損害」が支払対象となる旨規定されていることをとらえて、車両保険によりてん補されるのは、車両という「物」自体の損害に限られると当事者が明確に認識しているものとするのが自然であり、本判決の当事者意思の解釈には無理があるとする。山本哲生・私法判例リマークス61号〈2020（下）〉105頁（2020）、遠山・前掲106～107頁、山下典孝・判批・判例評論741号157（2020）、嶋寺基・商事法務2246号24頁（2020年）もかねがね同様に反対する。
- (37) Prölss/Martin, Versicherungsvertragsgesetz, 30 Aufl., 2018, § 86 Rn.46u.47 (Armbrüster)
- (38) 山野・前掲219、223～224頁、勝野・前掲34頁（注31）も、同旨をいうものと思われる。
- (39) 対応解釈を緩く・広く捉えたとすれば、本来その対応関係の中になかった損害の賠償問題に対して（も）行われている過失相殺の結果、その非対応損害について被害者に生じる回収不足の分を、その分量についても保険者は代位において手を出せないものとの処理が差額計算を通じて行われることになり、結論として、本来その対応関係の中になかった損害の回収不足の問題を、保険者の代位範囲を制限するという、被害者に有利な形で解決できるという、仕組み（構造）が、差額説に備わっている。
- (40) 類似する問題として、人身傷害保険の被保険者（被害者）に、素因減額事情がある場合に（素因減額には、民法722条を類推適用して、賠償すべき損害額を減額するのが判例の立場である）、人身傷害保険金を支払った保険者が代位できるのは、その素因減額される分の全般的回収を妨げない範囲に限定されるか否かの問題があり（榎本・前掲・185頁、188頁注7等参照。この人身傷害保険と素因減額の問題については、藤村和夫ほか編『実務 交通事故訴訟大系第2巻 責任と保険』483頁以下〔山野嘉朗〕、甘利公人・判批・別冊ジュリスト233号222頁参照）、裁判上も、争われてきた。保険約款は、この減額部分に人身傷害保険金を支払うものとはしていないが、被害者における損害の全般的回復の観点から、そこに支払われる人身傷害保険金を、約款上は当該保険約款にお



いて“保険されていない”とされている素因減額部分に優先的に充当するべきである、という主張が、被害者保護の見地から主張されてきたところである。

これは、人身傷害保険がそこに保険金を支払うものとしていないところ（素因減額分）に、あたかも人身傷害保険金が支払われたかのように扱って、そのような擬制（テクニック）を保険代位の差額説とセットにすることで、結果的に、素因減額の事情ゆえに、その損害の全部を回復できない状況にある被害者に損害全部の回復を得させようと志向する点に、本件上告審におけるような、差額説の趣旨に照らした対応の原則の緩和的適用の議論との類似性がみられる。

そのことは、仙台高判平成29・11・24自保ジャーナル2022号1頁における、被保険者に主張に明確にあらわれている。同事件における被保険者は、平成24年最判を引用した上で、素因減額がなされた被保険者の側が、支払われた人傷保険金は素因減額分に優先的に充当され、人身傷害保険金を支払った保険者が代位できるのは、人身傷害保険金の額と相手方に請求可能な素因減額後の損害賠償請求権の合計額が、素因減額前の人身損害額を上回る場合に限り、その上回る額の範囲でしか代位することができない、という主張をしている（なお、そのような主張ができること旨を示唆していたのは、平成24年最判の調査官解説〈榎本・前掲・185頁〉であった。ただし、私見である、と断っていた）。

この問題についての裁判所の判断は分かれるが（山野・前掲484頁以下参照）、上記、大阪地判平成24・9・19交民45・5・1164は、人身傷害条項は、その文理上、自動車事故による人身損害に対して人傷保険金を支払うが、素因があった場合は、支払う人傷保険金は素因がない場合の損害相当額と定めていることが明確であり（いわゆる限定支払条項規定〈甘利・前掲223頁参照〉の内容についての解釈）、素因がある場合の人傷保険金は、素因がない場合の人身損害（素因減額後の損害）を対象として支払われるものと解するほかない、と判断し、その支払い保険金は被保険者・被害者の素因による減額分に填補されるものではない（素因減額分は、保険による補償の対象外）として素因減額分への優先充当を否定する主張をしている保険者の主張を採用して、上記意図のもとになされた、素因減額分への優先充当を否定している。また、それは、差額説の趣旨を定めた（保険法施行前）人傷保険約款の代位規定にいう、「被保険者の権利を害さない範囲」で代位するという規定があるとしても、その規定から、素因減額前の全部の損害を回復させることが契約内容になるという具合に（またそれゆえに、その内容にしたがって代位制限が起こるというように：筆者補足）解釈することには飛躍があるとし、結論として、被害者に素因減額分も含めた全部の損害の回収ができていない状態で、それにかかわらず（素因減額後の損害は全部回収されているとして、被害者には一円の損害賠償請求権も残さず、被保険者債権の基本全額について）保険者に代位を認める判断をしている。そのほか、大阪地判平成25・11・21自保ジャーナル1918号43頁、仙台高判平成29・11・24自保ジャーナル2022号1頁もそのような充当を否定する判断に追従する。なお、前述のような主張が被保険者からなされた上記、仙台高判は、適切にも、被保険者側が援用する平成24年最判は、素因減額がある場合の代位の範囲が問題とされている本件とは事案を異にするものというべきであるとして、そのような形の被害者保護論を排斥している。ただし、一部に裁判例のプレもあり、被保険者だけでなく、保険者も人傷保険金は素因減額分に優先充当されると主張した（特殊な）ケースにおいて、そのような合意が契約当事者にあったと認める理論構成において優先充当を肯定した例（大阪地判平成25・10・3自保ジャーナル1918号158頁）も見られるが、これは、あくまで特約（当事者による特別の合意）の効果による解決をしたものであり、一般化できない判断である。

以上、この問題に関する裁判例の趨勢は、適切にも、人身傷害保険金がどのような損害を填補するのかを約款に即して忠実に解釈した上、素因減額分は（特別の合意がなければ）同契約で填補することは予定されていないとして、結果的に、保険契約の補償の外で発生している（非対応損害として発生している）と整理される、保険をかけていない部分に関する被害者の未回収損害の問題に、

保険者を巻き込んだ被害者保護（保険者の代位権を制限するという形の保護）を図ることを否定するが（なお、その解決に賛成する見解が保険法学説には有力のようである。山野・前掲487、甘利・前掲223頁参照）、このような、人傷保険（限定支払条項）によっててん補されるものとはされていない、いわば対応しない損害（素因減額される部分＝限定支払条項により減額される部分）のもとでの被害者有利の立論（主張）に対しても、本文と同様の批判が妥当しよう。

すなわち、被害者（被保険者）に、保険されていない損害としての素因減額が問題となり、被害者とその分の損害の回復ができないのは、そのような被害者に固有の問題であって、ここの部分に何らの対価関係も得ていない保険者が、自己の利益を犠牲にして、被害者を救済しなければならない根拠は、どこにも存在しない。保険法が、この問題について静観すること（どちらにも肩入れをしないこと）が、衡平な結果をもたらすことになる。前掲・大阪地判が、その判旨のなかで、「被保険者等は、もともと、加害者に対して素因減額後の損害部分しか請求できないことはもとより、保険契約上、人傷保険金としても素因減額後の損害部分しか支払を受けられないこととなっている」ので、上記のように解釈することは、被保険者の権利を害するものではない、と述べていることは、適切な指摘として、興味深い。

- (41) 詳細は、土岐・前掲・請求権代位における対応の原則19頁以下参照。
- (42) 榊・前掲112頁、山野・前掲221頁、勝野32頁、山本・前掲105頁。人身傷害保険の下に議論が存在した、損害計算項目の積算額比較法と項目別比較法との対立になぞらえて、本判決は、積算額比較法と同じ発想で、車両損害と休車損害とを積算している可能性がある旨の指摘がなされている。
- (43) 榊・前掲112頁、山野・222頁、勝野・前掲32頁、嶋寺・前掲25頁。
- (44) 藤村ほか・前掲・実務交通事故訴訟大系（3）784～785頁〔山本哲生〕は、異質の損害同士の流用を仮に認めるとすれば、それは同時に対応の原則に違反することを認めることになる旨、指摘している。
- (45) A（②反訴原告）は、自己のY（②反訴被告）に対する損害賠償請求について、原審認容額に不服を述べず、上告審においてこれを争っていないから、（X 損保の代位後になお）Aに残されるYに対する権利の額（分量）は、原審において既に確定している。したがって、本件上告審が、判決文のように述べて、X 損保の代位できる額を、原審認定額よりも減額したところで（理論上、その裏側で、Aに残存する権利分は反射的に増える計算になるが）、もはやAは、その判決によるメリット（Yに対して持てる権利が増えたこと）を享受できる地位にはないと考えられる。